

関東信越厚生局長への届出事項

入院時食事療養費、入院時生活療養費について

- ◆ 当院では入院時食事療養(I)、
入院時生活療養(I)の届出を行っています。
- ◆ 管理栄養士によって管理された食事を
適時(夕食については午後6時以降)、適温で
提供しています。